

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和元年6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
4	<p>(事業名・地区) 国道187号 防災安全交付金（交通安全）事業 大野原工区</p> <p>鹿足郡吉賀町柿木村大野原地内～鹿足郡吉賀町柿木村柿木地内</p> <p>(事業費) 954,000千円</p> <p>(事業概要) 本事業は吉賀町柿木村大野原から吉賀町柿木村柿木に至る2.7km区間を歩道整備するものである。</p> <p>(事業主体の根拠) 道路法12条</p> <p>(再評価区分) ②事業採択後10年を経過している継続中の事業</p> <p>(担当部課名) 土木部道路建設課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度：H22年度 用地着手年度：H22年度 工事着手年度：H22年度 完了予定年度：R4年度 経過年数：10年 (進捗状況と今後の見込) 全体で68%の進捗。 ※事業費ベース 用地補償は83%の進捗。 (65筆中54筆買収済)</p> <p>工事の進捗状況は、全体延長2.7kmのうち1.7kmを供用済み。(供用率63%) 現在、改良工事を施工しており、令和4年度全線完成予定である。</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 本路線は、山口県岩国市を起点とし吉賀町、津和野町を経由して一般国道9号を重複して益田市へ至る路線である。付近には吉賀町立柿木小学校、柿木中学校があるが、現道には歩道が整備されていないことから、歩行者及び通行車両にとって著しく危険な状態となっている。 本事業により、歩行者及び自転車、自動車、電動車の円滑な走行を確保するため、歩道を設置して交通安全の向上を図るものである。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 当該箇所は吉賀町立柿木小学校、柿木中学校へ通学する生徒・児童の通学路となっており歩行空間の確保による安全な通行環境の整備が望まれている。 また、事業化後の平成29年に当該区間において落石が発生したことを受け、落石調査・設計の必要が生じ、本事業により対策を進めている。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 用地は一部未買収であるが、地元の支援のもとに事業進捗している。</p>	<p>(費用対効果) B/C=算定せず ※交通安全事業については便益の評価手法が確立されていないため</p> <p>(コスト削減・代替案等) ①事業規模の妥当性 道路構造令及び島根県道路事業設計要領に基づき、歩道幅員、構造形式を決定している。 歩道幅員 2.0m 構造形式 フラット形式 道路規格 3種3級</p> <p>②事業方法の妥当性 家屋等立地状況や地形等を考慮し、経済的な整備計画とした。</p> <p>③コスト削減への取組 掘削残土を他工事の工事用道路盛土材等に流用することにより、工事費を軽減。</p> <p>(その他の効果) 当該箇所は、島根県サイクリングルート中の吉賀町周回コースとして紹介されており、本事業による歩道設置に伴い、歩行者のみならず自転車利用者の安全性向上も図られる。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 本路線に沿って流れる一級河川高津川は、水質が良好であり、アユ漁も活発に行われている。高津川の自然環境への影響を考慮し、歩道設置に伴う拡幅は、山側を掘削する計画としている。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 自動車・自転車・歩行者が共存した状況が解消されないため、安全で円滑な交通の確保ができない。 用地買収は83%完了しており、中止した場合、用地提供者など地元住民の理解が得られない。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続の理由) これまで、計画延長2.7km全線開通を目指して整備を進めている。 現在も事業の必要性は変わっておらず、これまで改良した区間の効果発現のためにも、早期の全線改良を図る必要がある。</p>

歩道の整備【通学路の交通安全】

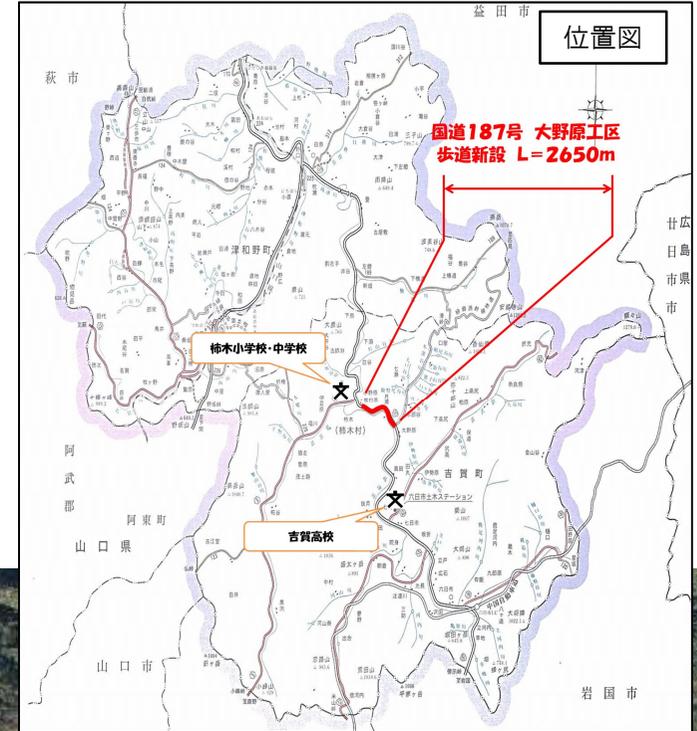
国道187号 大野原工区

【路線の概要】

本路線は、山口県岩国市を起点とし吉賀町、津和野町を經由して一般国道9号を重複して益田市へ至る広域幹線道路であると共に、第1次緊急輸送道路に指定されている防災上重要な路線である

【事業の概要】

当該箇所は、吉賀町立柿木小学校、柿木中学校へ通学する児童・生徒の通学路となっているが、歩道等の歩行空間が確保されておらず、朝夕の通勤通学時には、自動車と歩行者が輻輳し、歩行者・自転車に著しく危険な状態にある。よって、本事業により歩道を設置し、歩行者等の安全を確保するとともに、安心して歩ける歩行空間の創出を図るものである。



～整備前の状況～



～整備後の状況～

